

計画変更に係る床面積算定表

1 計画変更の概要及び床面積（床面積が増加する部分は、2に記入すること）

	変更部分	変更概要	変更床面積
1			m ²
2			m ²
3			m ²
4			m ²
5			m ²
(A) 変更に係る部分の床面積の合計			m ²

変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

2 床面積が増加する部分の概要及び床面積

	増加概要	増加床面積
1		m ²
2		m ²
3		m ²
(B) 増加する床面積の合計		m ²

3 手数料算定用の床面積

{ (A) × 1 / 2 } + (B)	m ²
-----------------------	----------------

(参考) 変更床面積の算定方法

【計画変更床面積算定準則（国土交通省）】

号	変更部分	変更床面積の算定方法
1	道路幅員、接道長さ、敷地面積、敷地境界線、建築物の位置	変更申請に係る建築物の建築面積
2	建築面積	変更される建築面積
3	高さ	高さが増え変わる部分の床面積
4	階数	変更される階の床面積
5	床	変更される部分の床面積
6	階段	変更される部分の水平投影面積
7	柱、はり、けた	当該変更に係る柱、はり、けたが荷重を負担する部分の床面積 (変更前後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合は、その大きい方の面積)
8	壁	当該壁のある室の床面積 × (変更される壁の長さ / 当該室の壁全体の長さ)
9	屋根、軒、軒裏、ひさし、天井	変更される部分の水平投影面積
10	開口部	変更される開口部の面積
11	土台、基礎、基礎ぐい	土台、布基礎又はこれに類する基礎：7(壁)に準じて算出された面積 その他の基礎又は基礎ぐい：6(柱)に準じて算出された面積
12	小屋組	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
13	斜材	変更される部分の水平投影面積 当該斜材が壁に含まれる場合は、7(壁)として算出した面積
14	建築設備 (法87条の2第1項除く)	変更される建築設備の水平投影面積 防煙壁の変更は、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積 × (変更される防煙壁の長さ / 当該防煙区画部分の壁全体の長さ)
15	上記の変更以外のもの	30㎡以下であるものとして取り扱う。